

知立市小中学校の保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について

日頃は、知立市の学校教育にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

また、ご家庭でも検温や手指消毒など感染防止に取り組んでいただきましてありがとうございます。

さて、本県が緊急事態宣言の対象に加えられたこと、従来株より若年層も感染しやすい可能性がある変異株に置き換わりつつあることを踏まえ、知立市では警戒度を最大にし、感染防止対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していきたいと考えます。新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、児童生徒一人一人が自覚を持って感染拡大防止に取り組む必要があります。そこで、表題の件に関して、令和3年4月28日文科科学省より出されました『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい様式」～』の通知及び、令和3年5月8日に県より出されました『緊急事態措置を受けた県立学校の対応』に基づき、原則、下記のように対応しますので、よろしくお願ひします。

記

1. 感染が確認された場合の対応

(1) 学校関係者（児童生徒及び教職員）が感染した場合

学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校の臨時休業を直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断します。学校内で感染の広がりが低い場合は、学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校を臨時休業せず、学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒を出席停止（※1）、当該教職員を出勤停止（※1）とします。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学級（学年）を閉鎖又は学校関係者（児童生徒及び教職員）の在籍する学校を臨時休業（※2）とします。

(2) 学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が感染した場合

同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。さらに、保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

※1：出席停止、出勤停止の期間：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則2週間です。

ただし、保健所の指示により、期間が変更になる場合もあります。

※2：臨時休業等の期間：保健所と相談の上、臨時休業の期間（原則1～3日間）を決定します。ただし、期間が延長される場合もあります。

2. 保健所の判断で濃厚接触者と特定された場合の対応

(1) 保健所の判断で学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者として特定された場合

当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

- (2) 保健所の判断で**学校関係者（児童生徒及び教職員）の同居家族が濃厚接触者として特定された場合**同居家族の方の対応は、保健所から指示があります。検査で**当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒は登校させないようにしてください。**当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

3. 感染確認等の連絡の徹底等、家庭へのお願い

- (1) **家族も含めた毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるなど感染の疑いがある場合、登校させないようにしてください。**ご家庭で休養をお願いします。同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えてください。また、お子さんや同居家族の方に発熱や咳等の症状がなくても、同居家族の方の職場で新型コロナウイルス感染症拡大の可能性があるので、自宅待機の指示が出ている場合は、お子さんの登校を控えてください。当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。
- (2) お子さんや同居家族の方が、**感染もしくは濃厚接触者と確認された場合や感染の疑いがある場合はもちろんですが、迷われた場合でも、速やかに学校に連絡**いただくようお願いいたします。さらに、PCR検査を受ける等の指示を受けたり、陽性あるいは陰性が判明したりしたときは、**その都度、結果を速やかに学校へ御連絡**ください。

学校の電話番号 81-1373

学校携帯の番号

※勤務終了後は学校携帯の方をお願いします。

- (3) 授業時間内に児童生徒及び教職員が感染者として特定された場合、緊急下校する場合があります。また、夕方以降に感染者として特定される場合もあり、その場合は、夜間に次の日から臨時休業とする連絡をさせていただく場合もありますことをご理解ください。
- (4) 臨時休業の場合、児童クラブ、放課後子ども教室も閉所となります。また、自主登校教室も実施しません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症のリスクをゼロにすることは困難であり、誰もがかかり得る感染症となっています。感染された方やそのご家族様などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等は、決してあってはならないことです。このことに関して差別や偏見が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。
- (6) 児童生徒及び教職員が感染者、または濃厚接触者として特定された場合、感染拡大防止の観点から、説明会等を開くことは行いません。また、**児童生徒及び教職員に感染が確認されて臨時休業を行う場合のみメールにて情報発信**しますが、その場合、プライバシー保護等のため、「**学校関係者が感染**」としています。ご理解ください。

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなど、各家庭においても感染予防に努めていただくようよろしくお願いいたします。

担当 学校教育課（都筑・鈴木）

電話 83-1111

内線 278

FAX 95-0161

E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp